

令和 7 年度八千代市社会教育委員会議

日 時 令和 7 年 9 月 2 4 日（水） 1 4 時 0 0 分から
会 場 八千代市教育委員会 大会議室

次 第

1 開 会

- (1) 教育長あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議題

- (1) 委員長・副委員長の選出
- (2) 社会教育関係団体への補助金について
- (3) その他
 - ・視聴覚教材センター規則の廃止について

3 その他連絡事項

4 閉 会

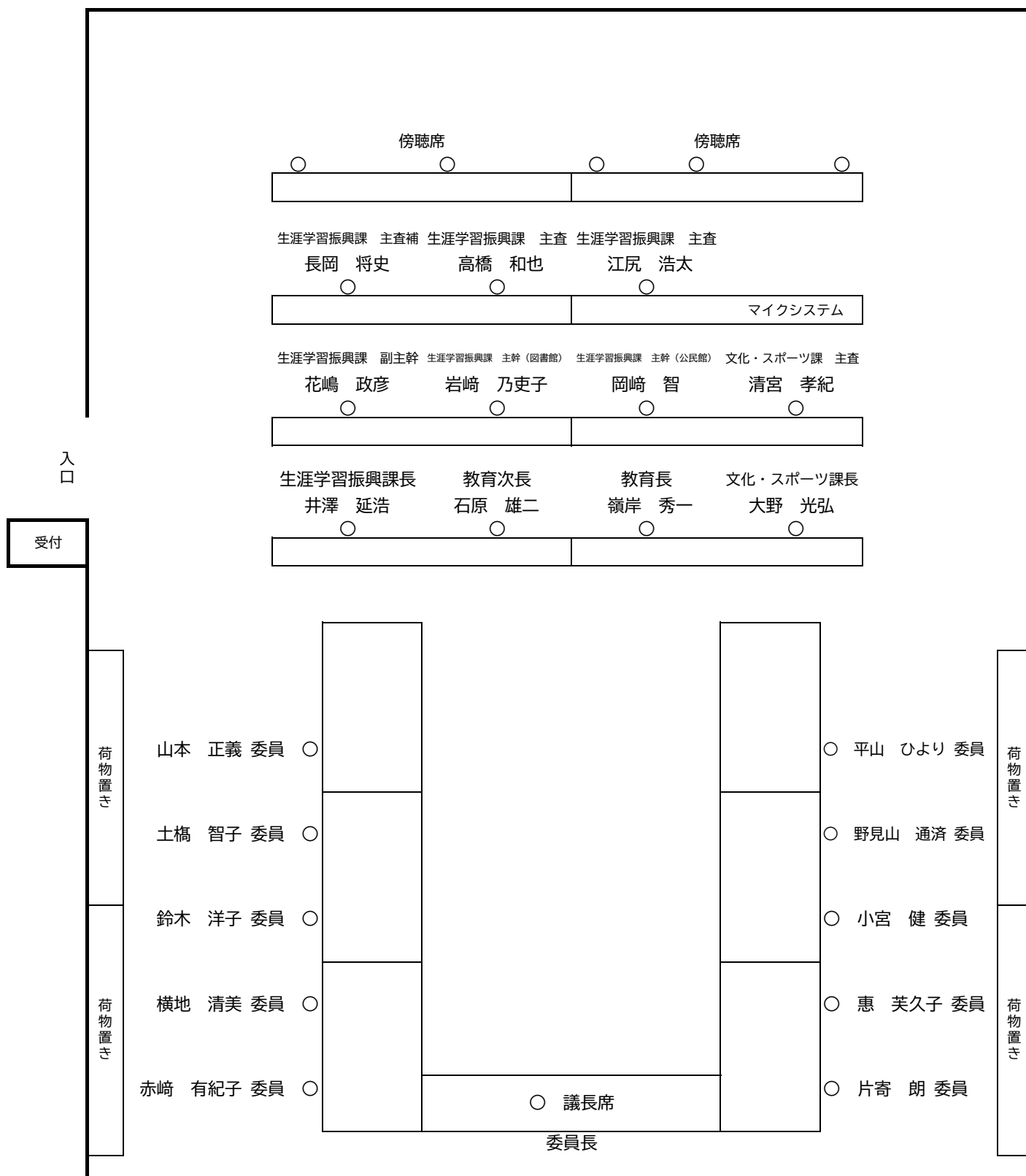
（配付資料）

- (1) 次 第
- (2) 八千代市社会教育委員名簿
- (3) 席次表
- (4) 資料 1 八千代市社会教育関係団体事業補助金交付要綱に基づく補助金交付団体について
- (5) 資料 2 視聴覚教材センター規則の廃止について

八千代市社会教育委員名簿

No	区 分	氏 名	役 職 名 等	任期
1	学校教育関係者	ヤマモト マサヨシ 山本 正義	大和田小学校長	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
2		トバシ トモコ 土橋 智子	八千代台西小学校長	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
3	社会教育関係者	スズキ ヨウコ 鈴木 洋子	八千代台東南公民館登録サークル ヘルシークッキング 代表	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
4		ヨコチ キヨミ 横地 清美	八千代市スポーツ推進委員協議会	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
5	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	アカサキ ユキコ 赤崎 有紀子	子どもネット八千代 事務局長	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
6		カタヨシ アキラ 片寄 朗	日本ボーイスカウト千葉県連盟 八千代地区協議会 代表	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
7	学識経験者	メグミ フクコ 恵 芙久子	らいてうの会 代表	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
8		コミヤ ツヨシ 小宮 健	秀明大学・学校教師学部 教授	令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
9	市民委員	ハヤマ ミチナリ 野見山 通済		令和7年7月23日 ～令和9年7月22日
10		ヒラヤマ 平山 ひより		令和7年7月23日 ～令和9年7月22日

席次表



**八千代市社会教育関係団体事業補助金
交付要綱に基づく補助金交付団体について**

(2) 社会教育関係団体への補助金について

1) 八千代市社会教育関係団体事業補助金交付要綱

a) 対象事業（概要）

対象事業	補助率	限度額
子ども会活動の普及等のために行う事業	50/100	350,000円
PTA活動の普及等のために行う事業	50/100	120,000円
スポーツ団体活動の普及等のために行う事業	100/100	6,102,000円
レクリエーション団体活動の普及等のために行う事業	50/100	300,000円
少年少女交歓会を開催する事業	50/100	100,000円
国際少年スポーツ大会を開催する事業	50/100	800,000円

2) 令和7年度（予定）

No.	団体名	補助事業名	補助対象 事業費	補助率	交付決定金額	参考 (限度額)
1	八千代市子ども会 育成連絡協議会	子ども会活動の普 及等のために行う 事業	4,452,415円	50/100	350,000円	350,000円
2	八千代市スポーツ 協会	八千代市体育協会 運営事業	6,212,100円	100/100	6,102,000円	6,102,000円
3	八千代市レクリ エーション協会	八千代市レクリ エーション協会運 営事業	600,000円	50/100	300,000円	300,000円
4	八千代市少年少女 交歓会実行委員会	少年少女交歓会を 開催する事業	140,000円	50/100	70,000円	100,000円

※なお、八千代市PTA連絡協議会については、現在のところ申請なし

2) - 1 令和7年度（事業概要）

No.1

団体名	代表者氏名	R7年度協議会会員数	R7年度子ども会団体数	R7年度子ども会会員数
八千代市子ども会 育成連絡協議会	八巻 憲一	31人	15団体	820人

項目	報告内容	
令和7年度 活動内容	・ 集団指導者の養成, ジュニアリーダーの養成 ・ 上部団体が主催する行事への参加及び協力 ・ 未加入の子どもたちへのPR ・ 単位子ども会の連絡調整及び活動支援 ・ 房総子どもかるたの普及等	
令和7年度 補助対象事業費	4,452,415 円	※八千代市社会教育関係団体事業補助金交付申請書の経費所要額
令和7年度 補助金額	350,000 円	
令和7年度 補助対象事業費内訳	・ 運営費	150,000 円
	・ 事業費	3,906,690 円
	・ その他	395,725 円
		円
		円
		円
		円
	【令和7年度 補助対象事業費】	4,452,415 円
補助金による効果	集団指導者及びジュニアリーダーの養成等により, コミュニケーション能力の向上, 子ども会に必要な知識・実技を学ぶことが図られ, 子どもへの理解とボランティア活動の楽しさを深め, 地域活動に貢献できる人材を養成することができる。	
補助金の交付目的 及び継続の必要性	集団指導者・ジュニアリーダーの養成, 講習会, 研修会等を実施し, 市内各単位子ども会の活動を支援しており, 青少年の健全育成を推進するために必要不可欠な団体であるため, 今後も支援の継続が必要である。	

八千代市子ども会育成連絡協議会

令和7年度補助対象事業費内訳

運営費	運営費	事務局運営費	15,000円	
		文具消耗品費	20,000円	事務用品他
		通信費	51,000円	理事・役員通信費
		印刷費	5,000円	会議資料印刷
		渉外費	10,000円	関係団体活動費
		慶弔費	16,000円	慶弔費他
	会議費	代議員会	10,000円	会議資料他
		役員会	5,000円	会議資料他
		理事会	10,000円	会議資料他
		各種会議	5,000円	会議出席費用
		監査費	3,000円	
事業費	行事費	キャンプ費	706,000円	宿泊行事助成他
		各種行事費	180,000円	かるた大会他
		記念行事費	30,000円	記念行事積立金
	研修費	集団指導者研修	30,000円	
		育成会員研修	50,000円	単位役員・育成者研修費
		幹部役員研修	20,000円	関東ブロック・全子連
		JL初級研修	2,000,000円	JL初級認定（会長・班長研修含）
		指導委員会研修	300,000円	研修活動費
		YLC研修	455,690円	研修活動費
		上部団体派遣費	10,000円	県中央大会他
	刊行費	広報刊行費	105,000円	広報紙「つつじ」発行
		資料刊行費	20,000円	
その他	安全共済会会費	安全共済会会費	210,000円	全子連70円・県子連230円
		安全対策費	10,000円	
	助成金	単位活動助成金	50,000円	
	需用費	備品購入修理	10,000円	
	予備費	予備費	115,725円	
計			4,452,415円	

※計は八千代市社会教育関係団体事業補助金交付申請書の経費所要額であり、補助対象事業費として認められない慶弔費などの費用も含まれる。

No.2

団体名	代表者氏名	R 7 年度 会員数
八千代市スポーツ協会	上代 修二	11,955人

項目	報告内容
令和 7 年度 活動内容	・ 各種市民体育大会の開催 ・ 千葉県民スポーツ大会への選手派遣 ・ スポーツ指導員の養成 ・ 各種スポーツ教室及び大会の開催
令和 7 年度 補助対象事業費	6,212,000 円 ※今後提出される実績報告書により補助金額を確定する。
令和 7 年度 補助金額	6,102,000 円
令和 7 年度 補助対象事業費内訳	・ 事業実施に係る人件費 1,480,000 円 ・ 市民体育大会開催に係る経費 2,861,000 円 ・ 県民スポーツ大会参加費等 1,016,000 円 ・ 報償費（講師派遣等） 60,000 円 ・ 旅費交通費 60,000 円 ・ 印刷製本費 50,000 円 ・ 通信運搬費 200,000 円 ・ 会議費 10,000 円 ・ 消耗品等 103,100 円 ・ その他 372,000 円
	【令和 7 年度 補助対象事業費】 6,212,100 円
補助金による効果	参考 令和 6 年度実績 ・ 市民体育大会総合開会式… 2 7 競技団体が参加 ・ 市民体育大会… 春季 1 9 競技 夏季 1 競技 秋季 1 6 競技 冬季 1 競技 ・ 千葉県民スポーツ大会の選手派遣… 2 6 競技 3 9 1 名 - 成績：男子総合順位 7 位 女子総合順位 9 位 総合順位 8 位 ・ スポーツ指導員講習会… 令和 7 年 2 月 1 日(土) 3 月 1 日(土)開催
補助金の交付目的 及び継続の必要性	八千代市スポーツ協会が市民のスポーツ活動を推進するために実施する市民体育大会の開催や千葉県民スポーツ大会への派遣、スポーツ指導者の育成などの活動に対して補助を行う。今後も同協会がスポーツ推進活動を行うため、継続して支援する必要がある。

事業費	人件費	305,000円		事務員給料他
	会議費	5,000円		総会会場使用料
	旅費交通費	55,000円		県民大会説明会他
	加盟団体支援費	2,734,000円		協会に加盟する30団体に分配し、各競技の市民大会開催経費等に支出
	少年スポーツ活動費	280,000円		少年スポーツ団体4団体に分配
	県民大会参加支援費	1,016,000円	大会参加費	120,000円
			交通費	630,000円
			宿泊費	20,000円
			その他	246,000円
	報償費	60,000円		指導員講習講演料
	市民大会等施設借上げ料	120,000円		大会会場代（2種目）
	賛助金	40,000円		千葉県スポーツ協会スポーツ振興事業賛助金
	印刷費	20,000円		事業用インクカートリッジ他
	消耗品費	13,000円		事業用消耗品代
	会場使用料	7,000円		大会会場使用料
管理費	人件費（事務局職員賃金）	1,175,000円		事務員給料他
	会議費	5,000円		総会会場使用料
	旅費交通費	5,000円		研修等交通費
	通信運搬費	200,000円		電話代他
	交際・研修費	50,000円		研修参加費用他
	消耗品費	90,100円		管理用消耗品代
	印刷経費	30,000円		管理用インクカートリッジ他
	手数料	2,000円		振込手数料他
計		6,212,100円		

No.3

団体名	代表者氏名	R7年度 加盟種目協会	R7年度 会員数
八千代市 レクリエーション協会	長岡 将司	インディアカ協会 パークゴルフ協会 グラウンドゴルフ協会 レクダンス協会	338人

項目	報告内容	
令和7年 度活動内容	・市民レクリエーション大会（グラウンドゴルフ大会，インディアカ大会， レクダンス大会，パークゴルフ大会）	
令和7年度 補助対象事業費	600,000 円	※中止となった事業もあるため，今後提出される実績報告書により補助金額を確定する。
令和7年度 補助金額	300,000 円	
令和7年度 補助対象事業費内訳	・ 事業費	600,000 円
	【令和7年度 補助対象事業費】	600,000 円
補助金による効果	参考 【令和6年度実績】 ・市民レクリエーション大会…3種目開催 ・福祉レクダンス講習会…中止	
補助金の交付目的 及び継続の必要性	レクリエーション活動を通じた市民の心身の健康への一助として，日常的に継続できるレクリエーションの普及活動を展開するレクリエーション協会の事業に対して補助を行っている。今後も市民の楽しみや生きがいの機会を提供するため，継続して支援していく必要がある。	

八千代市レクリエーション協会 令和7年度補助対象事業費内訳

事業費	報償費	10,000円		
	会議費	16,000円		
	交通費	45,000円		
	消耗品費（主に市民大会開催経費に支出）	451,000円	大会用用具	239,000円
			参加賞	80,000円
			メダル・トロフィー	78,000円
			紙・インク	30,000円
			その他	24,000円
	印刷・通信費	62,000円		
	保険料	16,000円		
計		600,000円		

No.4

団体名	代表者氏名	R7年度 会員数
八千代市少年少女交歓会実行委員会	千葉 正	5人

項目	報告内容
令和7年度活動内容	第47回は、10月4日、県立八千代広域公園・ガキ大将の森キャンプ場にボーイスカウト、ガールスカウト他多くの市内小学生・家族が集まり、スタンプラリー、野外炊事などを行い、地域や世代を超えた交流の場として実施する。
令和7年度補助対象事業費	140,000 円
令和7年度補助金額	70,000 円
令和7年度補助対象事業費内訳	・ 食材費 91,500 円
	・ 印刷製本費 6,000 円
	・ 消耗品費 32,000 円
	・ 賃借料 6,000 円
	・ 保険料 4,500 円
	円
	円
	【令和7年度 補助対象事業費】 140,000 円
補助金による効果	参加者が初めて会う仲間と活動班を編成し、自然体験に取り組むことで、一人一人の協調性や自主性の成長につながる。 また、中学校年代の子どもたちが班活動の中心となり、他の子どもたちを指導することにより、普段の活動で学んだ知識や技術の発表となる。 これらの経験は、子どもたちの自信につながり、企画力や実行力、責任感を養うことができ、連帯意識と団体活動の発展に寄与する。
補助金の交付目的及び継続の必要性	市内の子ども達がひとつの場所に集い、普段の生活では経験できない活動を体験できる場となっており、この交歓会を通して、次代の八千代市を担う人材育成の場となっている。また、八千代市の社会教育振興の一端をなす団体とするため、その育成の継続が必要である。

事業費	食材費	食材料費	75,000円	@500×150
		熱中症対策飲料	16,500円	@110×150
	印刷製本費	スタンプカード	6,000円	@40×150
	消耗品費	各コーナー材料費	8,000円	@1,000×8コーナー
		薪等燃料費	5,000円	
		調理用消耗品	5,000円	
		事務用消耗品	12,000円	
		救急用品他	2,000円	
	賃借料	スタッフ駐車場	6,000円	@600×10
	保険料	傷害保険	4,500円	@30×150
計			140,000円	

○八千代市社会教育関係団体事業補助金交付要綱

制定	平成19年	3月30日告示第	36号
改正	平成20年	4月1日告示第	53号
	平成22年	3月24日告示第	50号
	平成25年	3月15日告示第	34号
	平成28年	3月30日告示第	68号
	平成31年	3月28日告示第	95号
	令和4年	3月25日告示第	69号
	令和7年	3月26日告示第	115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における社会教育の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）が社会教育の振興を図るための事業を遂行するに当たって要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、市内で社会教育活動を行っている団体（以下「社会教育活動団体」という。）又は社会教育の振興に資する特定の行事を実施するために組織された団体で市長が必要と認めるもの（以下「特定行事实施団体」という。）のうち、次の各号（実行委員会等にあつては、第2号から第6号まで）のいずれにも該当するもの（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 本市において1年以上の社会教育活動の実績を有すること。
- (2) 定款、会則、規約等により、当該団体の設立の趣旨及び意思決定手続が定められていること。
- (3) 代表者が定められていること。
- (4) 自ら経理し、及び監査するための機関を有すること。
- (5) 市内に団体活動の本拠としての事務所を有すること。
- (6) 特定の政党若しくは公職の候補者の利害に関する事業を行い、特定の宗教を支持し、又は営利を目的として事業を行うものでないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に掲げる事業のうち、市長が

市の社会教育の振興のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象団体が前条の事業を実施するために要する費用のうち、別表対象経費の欄に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費の額に別表の対象事業の区分に応じて定める補助率を乗じて得た金額又は当該区分に応じて定める限度額のいずれか少ない金額とする。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市社会教育関係団体事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 規則第3条第2項の書類は、八千代市社会教育関係団体事業補助金事業概要書(第2号様式)によるものとする。

3 前項の書類は、市長が必要ないと認めるときは、その添付を省略することができる。

4 第2項に定めるもののほか、第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

(3) 定款、会則、規約その他の当該団体の設立の趣旨及び意思決定手続が定められた書面の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。

)をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市社会教育関係団体事業補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により行うものとする。

(実績報告書等)

第9条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市社会教育関係団体事業補助金実績報告書（第4号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し又はこれに代わるべき書類

(3) 補助事業の遂行の経過を記載した書類

(確定通知書)

第10条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、八千代市社会教育関係団体事業補助金交付額確定通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市社会教育関係団体事業補助金交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(概算払請求書)

第12条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払による交付の請求は、八千代市社会教育関係団体事業補助金概算払請求書（第7号様式）によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年告示第53号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年告示第50号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年告示第34号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年告示第95号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年告示第69号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和7年告示第115号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条，第4条，第5条）

対象事業		補助率	限度額	対象経費
社会教育活動団体が行う事業	子ども会活動の普及等のために行う事業	100分の5	円 350,000	当該事業の実施に直接必要な次に掲げる経費 1 社会教育の振興若しくは奨励を目的とする大会，研究会，協議会，研修会その他の会議を開催し，又はこれに参加するために要する経費 2 団体相互間の連絡調整に要する経費 3 機関紙の発行又は資料の作成等社会教育の宣伝及び啓発に要する経費 4 社会教育に関する調査研究に要する経費 5 その他社会教育の振興に必要と認められる事業に要する経費
	PTA活動の普及等のために行う事業	0	120,000	
	スポーツ活動又はレクリエーション活動の普及等のために行う事業	100分の100	6,102,000	
	レクリエーション団体活動の普及等のために行う事業	100分の50	300,000	
特定行事実施団体が行う事業	少年少女交歓会（少年団体相互の交流を図るための交歓会をいう。以下同じ。）を開催する事業	100分の50	100,000	少年少女交歓会を開催するために必要な経費
	国際少年スポーツ大会（国際交流を推進するために行う少年のスポーツ大会をいう。以下同じ。）を開催する事業	100分の100	800,000	国際少年スポーツ大会を開催するために必要な経費

(3)その他

- ・視聴覚教材センター規則の廃止について

【現状】

- ・規則の目的

視聴覚機器(映写機, 録音・録画機, OHP その他)ならびに教材(フィルム, テープ その他)を整備保管し, 学校教育社会教育の利用に供し, 教育の近代化と教育効果の向上をはかる。

- ・現状

八千代市では, 16ミリ映写機・スライド映写機・OHP・16ミリフィルムなどを保管しているが, インターネットやデジタル技術を活用した機器が普及したため, 需要がなくなっている。

近年の状況と目的の主旨が整合していない。

【方針】

- ・一定の役割は, 終えたものとし, 一旦規則を廃止することで協議を進めたい。

※なお, 老朽化した機器等を処分するものの, 歴史的・文化的価値のある教材やその再生機器については, 他部署への移管を協議。

また, 現在もニーズの高い機器については, 生涯学習振興課で貸出しを継続。

【参考】

①近隣市の状況

- ・設置

千葉市, 習志野市, 佐倉市

- ・廃止済

船橋市, 印西市, 白井市

②庁内の意見聴取結果

ア 規則廃止への意見

- ・16ミリについては、歴史的に貴重な資料もあるため、郷土博物館等に確認し、県を含めた社会教育機関に無償譲渡の募集をかけるのも良いと思う。
- ・ビデオも貴重な資料を保管すべきと思うが、ビデオテープのままでは扱いきれないため、譲渡先がなければ破棄もやむを得ないと思う。
- ・フィルムやテープは作成当時の世相が反映されているものも多く、歴史的価値を有する場合がある。
- ・再生する際に機器がなければ新規購入等の必要が出てくるが、需要が低くなっている状況下では大きなコストが懸念される。
- ・現状で再生可能な機器があるならば、廃棄せず郷土博物館等で保管することが望ましいと考える。
- ・過去の映像資料等の継承の観点から可能な限り保管すべきと思う。
- ・八千代市で16ミリ映写機操作講習が行われれば活用されるのではないか。

イ 影響の有無への意見

●「有」の意見

- ・規則の廃止については問題ない。但し、機器の廃棄については、それぞれの媒体の再生に不可欠であるため、過去に作成された映像記録等が確認できなくなる恐れがある。
- ・規則の廃止については問題ない。博物館において、16ミリやVHSをはじめ、様々なメディアを資料として保管している関係上、実働する映写装置がなくなると、内容の確認や活用面で影響がでると考えられる。

●「無」の意見

- ・16ミリについては、需要がほぼなく、16ミリ取り扱いの認定証、修了証も八千代市での取得は難しかったと思う。
- ・図書館、公民館で16ミリ映写機での子ども向け映写会等も少ない。
- ・視聴覚教材センターでは役割を既に終えているのではないか。需要のある機材だけ残して破棄することは合理的である。

○八千代市視聴覚教材センター規則

昭和46年4月13日

教委規則第6号

第1条 八千代市視聴覚教材センター（以下「センター」という。）は、視聴覚機器（映写機、録音・録画機、OHPその他）ならびに教材（フィルム、テープその他）を整備保管し、学校教育社会教育の利用に供し、教育の近代化と教育効果の向上をはかることを目的とする。

第2条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 視聴覚機器ならびに教材の整備、貸出し
- (2) 教材の作成
- (3) 資料のしゅう集
- (4) 視聴覚機器の技術研究
- (5) 教材の利用に関する研究
- (6) その他目的達成に必要な事業

第3条 センター運営のため次の委員会をおく。

- (1) 運営委員会
- (2) 専門委員会

第4条 運営委員は、市が設置する小学校、中学校若しくは義務教育学校の校長又は公民館長若しくは公民館主事の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（令4教委規則4・一部改正）

第5条 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、センターの企画運営について調査審議する。

第6条 専門委員は、学校関係教材等の研究サークル代表、ならびに社会教育関係者等若干名で構成し、教育委員会が委嘱する。

第7条 専門委員会は、研究活動及び教材の選択、作成にあたる。

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

第9条 センターの機器、教材の貸出し利用に関する規程は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。